<u>商品概要説明書</u>

財形年金貯金

(平成24年8月1日現在)

	(平成24年8月1日現在)
1.商品名	財形年金貯金
	60歳以降年金として受け取ることを目的とした財形貯蓄です。
2.販売対象	JAと財形貯蓄契約を締結している企業の満55歳未満の勤労者
3.期間	
(預入期間)	5年以上
(据置期間)	6 か月以上 5 年以内(受取周期が 2 か月の場合は 4 か月以上 5 年以内)
(受取期間)	5年以上20年以内
	なお、受取開始日は満60歳に達した日以降の日
4.預入方法 等	
(1) 預入方法	次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。
	・月例給与および賞与
	・月例給与
	・賞与
(2) 預入金額	1 回あたり 1 円以上
(3) 預入単位	1 円単位
(4) 預入貯金の種	一口の「期日指定定期貯金」とします。
類	ただし、年金元金計算日(受取開始日の3か月前の応当日)(受取周期
	が2か月の場合は2か月前の応答日)までの期間が1年未満の場合は「ス
	ーパー定期(単利型)」とします。
(5) 年金元金計算	上記(4)の貯金は、年金元金計算日に満期日が到来したものとして、所
日での作成貯	定の方法により分割し、年金元金計算日から3か月ごと(受取周期が2か
金の種類	月の場合は2か月ごと)の応当日を満期とする12口(受取周期が2か月
业♥クイ1至天只	の場合は18日)の「期日指定定期貯金」を作成します。
	ただし、年金受取日までの期間が1年未満の場合は「スーパー定期(単
	利型)」とします。
	年金元金計算日とは年金の支払開始日の3か月前(受取周期が2か月の
r +/ 中子:+	場合は2か月前)の応当日といいます。
5.払戻方法	上記の「受取期間」のとおり、年金として、3か月ごと(受取周期が2か
6.利息	月の場合は2 <u>か月ごと</u>)に払い戻します。
0 . 利 . 思 (1) 適用金利	預入時の約定利率を満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	上記の「払戻方法」と同様、年金として、組入貯金の満期日ごと(3か)
(=) 173JAVAIX	月ごと)に支払います。(受取周期が2か月の場合は2か月ごと)
(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとの複利
(-) 117777	計算をします。
(4) 税 金	財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。
(5)金利情報の	金利は店頭に表示しています。
入手方法	
7 . 手数料	
8.付加できる	
特約事項	

9.中途解約時 の取扱い	年金受取以外の目的で払い戻した場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済みの利息についても、5年間遡って追徴課税されます。 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。
	<期日指定定期の場合> 以下の預入期間に応じた利率で、1年複利の方法により計算します。 A.6か月未満
	< スーパー定期の場合 > 以下の預入期間に応じた利率で、計算します。 A . 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 B . 6 か月以上 1 年未満 約定利率× 5 0 %
10.貯金保険制度 (公的制度)	保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保 険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金 のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3 条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が 貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置お よび紛争解決措置 の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または総務部(電話:0558-23-6000)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所(電話:054-284-9913)でも、苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA総務部または静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。)
12.その他参考となる事項	お一人様一契約となっております。(一般財形貯金、財形住宅貯金との併用は可能です。) <u>貯金者が退職・役員昇格等により財形年金貯金の要件に該当しなくなり事業主より「退職等に関する通知書」(退職した日から6か月以内)が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。</u>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 伊豆太陽